

議案第 3 0 号

市川市使用料条例の一部改正について

市川市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市使用料条例の一部を改正する条例

市川市使用料条例(平成 1 1 年条例第 3 9 号)の一部を次のように改正する。

別表第 5 国府台公園野球場使用料の表中「国府台公園野球場使用料」を「国府台公園国府台スタジアム使用料」に、「1, 2 0 0 円」を「4, 5 0 0 円」に、「5, 4 0 0 円」を「9, 0 0 0 円」に、「6 0 0 円」を「2, 2 5 0 円」に、「2, 7 0 0 円」を「4, 5 0 0 円」に改め、同表の次に次の 2 表を加える。

国府台公園国府台スタジアム照明施設使用料

1 時 間 当 た り の 額	7, 2 6 0 円
-----------------	------------

国府台公園国府台スタジアムスコアボード使用料

1 時 間 当 た り の 額	1, 4 8 0 円
-----------------	------------

附 則

この条例は、令和 7 年 3 月 2 1 日から施行する。

理 由

国府台公園の野球場を国府台スタジアムとして整備したことに伴い、その使用料の額を見直すとともに、照明施設及びスコアボードの使用料の額を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。